

稲沢市立国分小学校いじめ防止基本方針（概要版）

令和8年4月

◎ いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがある許されない行為です。また、どの児童も被害者にも加害者にもなり得ることから、全ての児童に関わる問題です。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃から小さな兆候を見逃さないように努めるとともに、家庭、地域、関係機関との連携を図り、迅速かつ組織的に対応していきます。

「国分小学校いじめ防止基本方針」の概要を以下に示します。

いじめの防止等に関する具体的な取組について

〈未然防止の取組〉

- ① 児童の活動や努力を認め、全ての児童が「満足感」「達成感」「自己有用感」を獲得できるように努めます。
- ② 児童同士が互いに認め合い、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加できる学級づくりを進めます。
- ③ 教育活動全体を通して、道徳教育や体験活動等の充実を図り、児童の人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組めます。
- ④ 情報モラル教育を推進し、児童がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、インターネットによるいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導します。

〈早期発見の取組〉

- ① 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等を訴えやすい雰囲気をつくります。
- ② いじめアンケートやその他各種アンケート及び年3回の教育相談の実施を基本とし、必要に応じて児童との面談を行い、小さなサインを見逃さないように努めます。
- ③ 保健室やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、いじめ電話相談等の、相談できる窓口を紹介し、児童が相談しやすい環境を整えます。

〈いじめに対する措置〉

- ① いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応します。
- ② いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全確保を最優先に努めます。
- ③ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした態度で指導や支援を行います。
- ④ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組みます。
- ⑤ いじめが起きた集団へのはたらきかけを多方面から行います。また、いじめを見ていた児童に対しても自分の問題として捉えさせ、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行います。
- ⑥ いじめへの対応については、警察等関係機関とも連携して行います。
- ⑦ いじめが「解消している」状態に至っても、日常的に注意深く観察するなど、再発防止に努めます。

〈重大事態への対応〉

- ① 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をします。教育委員会は、国への報告・相談を行います。
- ② 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応します。
- ③ 事実関係等その他必要な情報については、関係する児童、保護者に対して適切に提供します。
- ④ 調査結果は、教育委員会に報告します。

〈学校の取組に対する検証・見直し〉

- ① 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努めます。
- ② いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への年1回の学校評価アンケートを実施し、いじめ・不登校対策委員会ではじめに取組の検証を行います。